令和４年９月２１日

　会員企業　各位

（一社）富山県建設業協会

「インボイス制度に関する研修会」開催のご案内

　時下　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

　さて、令和元年10月から消費税の軽減税率が導入され仕入税額に8％と10％が混在する中で、正確な消費税額と消費税率を把握し正しい納税額を計算するため、令和5年10月から　　インボイス制度（「適格請求書等保存方式」）が導入されます。

インボイス制度導入後には、適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者は適格請求書を発行できないため当該事業者との取引では仕入税額控除が受けられなくなるなど、業者間取引が多く免税事業者**（注）**との取引が相当の比率を占めている建設業では、経営や日々の　　業務に大きく影響することが予想されます。

　つきましては、予め制度内容を正しく理解し、適切な業務運営に役立てていただくため、　　下記により研修会を開催することといたしましたので、ご参加についてご検討いただきます　ようお願いします。

**（注）**： 課税売上高1千万円以下の事業者（一人親方等が多く含まれるものと思われます）。

免税事業者のままでは適格請求書を発行することができません。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者登録を受ける必要があります。

（課税事業者登録手続に関する一定の経過措置があります。)

記

１．実 施 日： 令和4年11月15日14：00～15：30（受付13：30）

２．会　 場： 富山県建設会館4階大会議室

３．定　　員：　40名（各企業から1名まで）　※無料

３．講　 師： 金沢国税局担当官

４．主な内容：　①適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

　　　　　　　　②適格請求者の記載事項・記載の留意点

　　　　　　　　③売手（受注者）の留意点

　　　　　　　　④買手（発注者）の留意点

　　　　　　　　⑤税額計算の方法

　　　　　　　　⑥登録申請手続　等

５．参加申込： **10月28日（金）までに（※締切厳守）、別紙申込書をＦＡＸいただく**

**か、ＷＥＢからお申し込みください。**

**FAX：076-432-5579　WEB：**<https://www.tomiken.or.jp/20221115invoice/>

※**定員になり次第締め切りとさせていただきますので、ご了承願います。**

※参加者は必ずマスクを着用願います。また、健康状態の確認を徹底し、発熱等がある場合はご欠席いただきますようお願いいたします。

※新型コロナ感染拡大状況によっては中止する場合もありますので（別途連絡）、予めご了承　願います。

|  |
| --- |
| 問合せ先：（一社）富山県建設業協会（担当：山崎） 　 TEL：076-432-5576　FAX：076-432-5579 |

（一社）富山県建設業協会　行

　　　　　（担当：山崎）

　　FAX：０７６－４３２－５５７９

「インボイス制度に関する研修会」参加申込書

企　業　名：

担当者氏名：

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

【参 加 者】※各企業1名とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　氏　　名 |  |

※特に説明を受けたい事項があればご記入願います。（予め講師にお伝えします）。

|  |
| --- |
|  |

送 付 先：FAX　０７６－４３２－５５７９

申込締切：令和4年10月28日（金）【期限厳守】

※**定員（40名）になり次第締め切りとさせていただきますので、ご了承願います。**